

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

(定価二部二冊月三冊日)送料を合む。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、
翌日の要日)

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- 条 例 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県種痘の精液接種手数料及び精液注入手数料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石

破

二

明

鳥取県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

十九号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二項第一号中「八十円」を「百二十円」に改め、同項第二号中「六十円」を「九十円」に改め、同項第三号中「五十円」を「七十五円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた県費負担教職員の特殊勤務手当は、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による県費負担教職員の特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石

破

二

明

鳥取県条例第十八号

鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「青少年問題協議会設置法」を「青少年問題審議会及び地方青

少年問題協議会設置法」を「青少年問題審議会及び地方青

少年問題協議会設置法」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二の4の項中「低所得世帯」の下に「又は身体障害者世帯」を加える。

別表の三の表を次のように改める。

生活資金	貸付金の種類		貸付金額の限度	上乗期間	償還期限	備考
	出産費	生活費				
出産費	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内	すえ置期間経過後三年以内	貸付限度 特に必要なと認められる場合 二〇〇、〇〇〇円以内
生活費	四、五〇〇円	四、五〇〇円	二、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	貸付限度 特に必要なと認められる場合 二〇〇、〇〇〇円以内
生活費	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後六年以内	貸付期間三年以内
生活費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後八年以内	貸付期間三年以内
生活費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	貸付期間三年以内
生活費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後三年以内	貸付期間三年以内

住宅資金	貸付金の種類		貸付金額の限度	上乗期間	償還期限	備考
	住宅費	修学費				
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後六年以内	貸付期間 高等学校在学期間内
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後三年以内	
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後六年以内	
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	
住宅費	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後三年以内	

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

鳥取県種痘の精液接種手数料及び精液注入手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県種痘の精液接種手数料及び精液注入手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県種痘の精液接種手数料及び精液注入手数料条例(昭和三十九年十月鳥取県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「県内の牛に注入するための一回分につき」一、〇〇〇円

県内の牛に注入するための一回分につき 五〇〇円に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県有料道路料金徴収条例(昭和四十年六月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中 有料道路 路環路有 状大料 道山道	七〇円	二〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	四〇円	昭和四十年 一月一日から十 月三十一日まで 昭和四十年十 月三十一日から 昭和四十二年九 月三十日まで
有料道路 路環路有 状大料 道山道	七〇円	二〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	四〇円	昭和四十年 一月一日から十 月三十一日まで 昭和四十年十 月三十一日から 昭和四十二年九 月三十日まで
有料道路 路環路有 状大料 道山道	八〇円	一〇〇円	五〇円	五〇円	一五〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇円	昭和四十一年 十月一日から 昭和四十二年 九月三十日まで

附則

この条例は、昭和四十一年十月一日から施行する。
 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を
 改正する条例をここに公布する。
 昭和四十一年六月二十二日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する
 条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	学校医及び 学校歯科医 の補償額	七〇〇円	九八三元	一、三六五円	一、七六五円	二、一三八円	二、三三五円
	学校薬剤師 の補償額	五二二円	六九〇円	九五三元	一、二四七円	一、五三三円	一、七六八円
	学校医及び 学校歯科医 の補償額	五八四円	八四四円	一、一三〇円	一、六〇二円	一、九六九円	二、三三二円
	学校薬剤師 の補償額	四四四円	六三九円	八九八円	一、一八九円	一、四五八円	一、六七二円

学校医及び 学校歯科医 の補償額	七〇〇円	九八三元	一、三六五円	一、七六五円	二、一三八円	二、三三五円
学校薬剤師 の補償額	五二二円	六九〇円	九五三元	一、二四七円	一、五三三円	一、七六八円

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。
 (経過措置)

2 昭和四十年九月一日前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は同日前にその発生が確定した疾病若しくは当該疾病による死亡に係る公務災害補償については、なお従前の例による。ただし、第一種障害補償及び休業補償であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例別表第一の規定によるものとする。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
 (鳥取県営選手合宿所の管理の委託)

第四条 教育委員会は、鳥取県営選手合宿所の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を倉吉市に委託する。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。